

# 令和6年度憲法週間行事

## 岡山地方検察庁検事にインタビュー

岡山地方検察庁に勤務する検事2人にインタビューをしました！

●A検事(男性) ●B検事(女性)

### 現在お二人はどのような仕事をされていますか？

**A検事** 私は、被疑者(報道等では「容疑者」と呼ばれることが多いですが、刑事訴訟法では「被疑者」とされています。)の取調べを行ったり、被害者の方から話を聞いたりするなどの捜査を行い、公訴を提起するか、すなわち刑事裁判にかけようかどうかを判断する仕事を主に行っています。

刑事裁判では、被告人(捜査段階では「被疑者」ですが、起訴されると「被告人」になります。)が有罪であることを、検察官が明らかにしなければならず、裁判官・裁判員が、常識に照らして考えて、被告人が有罪で間違いないと判断できなければ、被告人は無罪となります。

そのため、捜査では、被疑者が間違いなく有罪であると明らかにするため、必要な証拠を集めています(被疑者が間違いなく有罪である証拠が存在する事件であっても、様々な事情を考慮し、公訴を提起しない場合があります。)

**B検事** 私は、公判担当検察官として、裁判での立証活動を行っています。

捜査によって集められたたくさんの証拠を精査し、必要な証拠書類・証拠物を提出したり、法廷で証人尋問を行ったりして、起訴された被告人が、本当に犯罪を犯したのか、犯罪を犯しているならばどのような刑罰が適切かについて主張・立証し、正当な判決が下されるよう活動しています。

担当する事件の多くは、一般の方も審理に参加される裁判員裁判の事件ですので、より分かりやすい立証活動を心がけています。

### 検察官としての仕事のやりがいや面白みはどんなところにありますか？

**A検事** 事件発生当初は、誰が犯人なのか、どのように犯行をしたのか、なぜ犯行に及んだのかなど、分からないことが多いです。

検察官は、警察が作成した書類を見て判断するだけとイメージされる方もいらっしゃるかもしれませんが、検察官が自ら犯行現場に行ったり、司法解剖に立ち会ったり、被疑者の取調べや被害者・参考人の聴取を行ったりと、事案の真相を解明するために積極的に行動しています。

そのような捜査をしていく中で、少しずつ事実が明らかになっていき、事案の真相を解明し、適切な起訴・不起訴の判断ができたときにやりがいや面白みを感じます。



**B検事** 自ら捜査し、真実を明らかにしていく点だと思います。

真実が分からない状態から、「犯人はこのような行動をしたのではないか？もしそうなら、こんな証拠があるのではないか？」などと想像力を働かせて証拠を収集していきます。そして、集まった証拠を細かく確認したり、被疑者・被害者・関係者等から話を聞いたりして、試行錯誤を繰り返しながら、何があったのかが少しずつ明らかになっていくところにやりがいや面白みを感じます。

### 印象に残っている仕事を教えてください。

**A検事** 岡山で担当した事件ではありませんが、高齢の夫が高齢の妻を殺害した事件が印象に残っています。

長年連れ添っていた夫婦間に何があったのか、なぜ仲の良かった妻を殺害することになってしまったのか、被疑者(夫)の取調べはもちろんのこと、親族からの聴取、友人からの聴取、被疑者を診察した精神科医からの聴取など、様々な捜査を行い、殺害の動機の解明に注力しました。

その結果、妻に対する怒りや憎しみの感情から犯行に及んだのではなく、長年連れ添った夫婦であるからこそ、今後のことなどを考えると妻を殺害するしかないと考え、犯行に及んだことが明らかとなりました。

検察官として、犯罪を許さず、犯人を適正に処罰するという考えは常に持っていますが、犯罪者＝悪という単純なものではなく、個々の事件の様々な事情を総合的に考慮する必要があると強く実感した事件です。

**B検事** 印象に残っている事件はたくさんありますが、特に印象に残っているのは、性被害に遭った被害者の女性に公判廷で証言をしてもらった裁判員裁判の事件です。

この事件では、被告人が犯行を否認していたので、被害者の女性に公判廷で被害状況等について詳細に証言してもらう必要がありました。被害者の女性にとっては、事件について語ることはもちろん、事件を思い出すこと自体が精神的にとっても苦しいことです。ですが、検察官としては、犯罪を立証するために、被害者の女性にたくさんの質問をしなければならず、私自身が被害者の女性を苦しめているように感じていました。実際、その被害者の女性は、証人尋問の合間の休憩中、「これ以上、証言するのは苦しい」と言って泣き出してしまい、証人尋問の続行が危ぶまれました。

それでも、被害者の女性は、力を振り絞ってその後も証言を続けてくれ、証人尋問は無事に終了しました。証人尋問終了後、被害者の女性は、この証人尋問を通じて、やればできると自信が持て、少しずつ前向きになっていけたようです。

被害者の女性を苦しめていると感じていた証人尋問が、その人にとって少しでも良い方向につながったと実感できた事件でした。

なお、この事件では、被害者の女性の証言どおりの事実が認められ、被告人には実刑判決が言い渡されました。



## 検察庁の雰囲気教えてください。

**A検事** 検察官の業務は多岐にわたり、業務量も膨大であるため、とても1人で全ての仕事をすることはできません。

そのため、検察庁では、検察官だけでなく、検察事務官も力を合わせて、一つのチームとして仕事を行っています。

特に、捜査を行う検察官には、検察官1人につき1人の検察事務官がつき、ペアで捜査を行っていますが、上司と部下という関係ではなく、一緒に捜査を行う仲間として、協力し合いながら業務を行っています。

**B検事** 職員同士でよくコミュニケーションがとれており、活気のある雰囲気です。

何か困ったことがあれば、周りの人にすぐに相談でき、解決のための意見やアドバイスをもらえます。

検察庁が行っている仕事は人の人生を左右し得る重要な仕事ですが、職場の雰囲気が固くなりすぎることなく、検察庁というチーム全体で、責任ある仕事を全うしていこうというやる気に満ちた職場です。

## 最後に、憲法週間に当たって、インタビューを御覧になっている方へのメッセージをお願いします。

**A検事** 検察庁ってどんなところか分からない、検察官が何をしているのか知らないという方も多いと思いますが、このインタビューをきっかけに、検察庁や検察官に対して興味を抱いていただければ幸いです。

**B検事** 憲法週間を通じて、少しでも検察官の仕事に興味を持ってもらえると嬉しいです。

最後まで御覧いただきありがとうございました。  
是非この機会に岡山地方検察庁ホームページの他の記事も御覧ください。



法教育マスコットキャラクターホウリス君

令和6年度憲法週間行事  
(共催) 岡山地方裁判所、岡山家庭裁判所、岡山地方検察庁  
岡山地方法務局、岡山弁護士会